

医師の働き方改革について

趣 旨

令和3年5月28日公布

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、医師の働き方改革、各医療関係職種の専門性の活用、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を進めるため、長時間労働の医師に対し医療機関が講ずべき健康確保措置等の整備や地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に対する支援の強化等の措置を講ずる。

概 要

〈医師の働き方改革〉

長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等（医療法）【令和6年4月1日に向け段階的に施行】

医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始（令和6年4月1日）に向け、次の措置を講じる。

- ・勤務する医師が長時間労働となる医療機関における**医師労働時間短縮計画の作成**
- ・地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、**やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設**
⇒業務開始から24時間経過までに9時間連続休息時間確保・代償休息のセット（義務）
- ・当該医療機関における健康確保措置（**面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等**）の実施等

医師の時間外労働規制について

一定の健康確保措置の実施を前提に、長時間労働を認める医療機関

救急医療等の地域医療提供体制の確保の観点から必須とされる機能を果たす上で、やむを得ず長時間労働が必要となる医療機関



B水準

医師の派遣を通じて、地域医療提供体制を確保する上でやむを得ず長時間労働が必要となる医療機関



連携B水準

臨床研修医・専門研修医が医師としての資質を確保するために、やむを得ず長時間労働が必要となる医療機関



C－1水準

臨床従事6年目以降の医師が、高度な技能を有する医師の育成が公益上必要な分野において、当該技能の育成に関する診療業務を行うためにやむを得ず長時間労働が必要となる医療機関



C－2水準

一般労働者と同等の時間外労働の上限規制が適用される医療機関

上記以外の医療機関



A水準

医師の時間外労働規制について

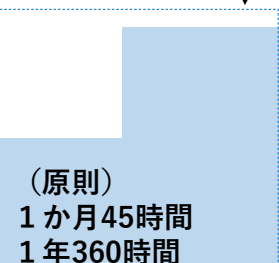
一般則

2024年4月～

将来
[暫定特例水準の解消(=2035年度末を目標)後]

【時間外労働の上限】

- (例外)
・年720時間
・複数月平均80時間(休日労働含む)
・月100時間未満(休日労働含む)
年間6か月まで



年960時間／月100時間未満(例外あり)
※いずれも休日労働含む

A：診療従事勤務医に2024年度以降適用される水準

連携B
特例水準
(医療機関を指定)

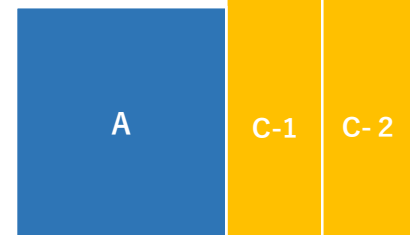
B
地域医療確保暫定

C-1
(医療機関を指定)

C-2
集中的技能向上水準

C-1：臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用
※本人がプログラムを選択
C-2：医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用
※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請

年960時間／月100時間(例外あり)
※いずれも休日労働含む



将来に向けて縮減方向

※この(原則)については医師も同様。

※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

【追加的健康確保措置】

業務開始から24時間経過までに9時間連続休息時間確保・代償休息のセット(努力義務)

又は業務開始から46時間経過までに、18時間連続休息時間確保・代償休息セット

実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。※1

業務開始から24時間経過までに9時間連続休息時間確保・代償休息のセット(義務)

又は業務開始から46時間経過までに、18時間連続休息時間確保・代償休息セット

業務開始から24時間経過までに9時間連続休息時間確保・代償休息のセット(義務)

臨床研修医は連続勤務時間制限を強化して徹底 ※2

初期研修医は、業務開始から24時間経過までに9時間連続休息時間確保・代償休息のセット

又は勤務開始から48時間経過までに24時間連続休息

※1：あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。
※2：特定宿日直以外の宿日直に従事する場合で、24時間経過までに9時間連続休息時間が確保できない場合に限る。

業務開始から24時間経過までに9時間連続休息時間確保・代償休息のセット(努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。※1

業務開始から24時間経過までに9時間連続休息時間確保・代償休息のセット(義務)